

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(災害応急作業等手当の特例)</p> <p>5 [略]</p> <p>6 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</u></p> <p><u>(5) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</u></p> <p>7 [略]</p> <p>(刑事作業手当の特例)</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(<u>東日本大震災津波に対処するための災害応急作業等手当の特例</u>)</p> <p>5 [略]</p> <p>6 職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(<u>東日本大震災津波に対処するための刑事作業手当の特例</u>)</p> <p>8～10 [略]</p> <p><u>(東日本大震災津波以外の特定大規模災害等に対処するための災害応急作</u></p>

業等手当の特例)

11 第9条の17第1項各号に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災津波を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため第9条の17第1項各号に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、同条第2項の人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

12 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

13 前項の手当の額は、作業1日につき40,000円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

（東日本大震災津波以外の特定大規模災害に対処するための刑事作業手当の特例)

14 職員（警察職員を除く。）が特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業等に従事したときは、刑事作業手当を支給する。この場合において、第21条第2項の規定（刑事作業手当に係る部分に限る。）は、適用しない。

15 前項の手当の額は、作業1日につき3,200円の範囲内で人事委員会の定

める額とする。ただし、同項の作業等で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

16 警察職員が特定大規模災害に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「4,600円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が附則第16項の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。

2 (環境衛生検査等業務手当)
第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、環境生活部廃棄物特別対策室、広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条第1項の規定に基づいて行う事業者若しくは産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査(帳簿書類の検査を除く。)の業務
(2)・(3) [略]
2 [略]
(有害物取扱手当)
第8条 有害物取扱手当は、保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境

(環境衛生検査等業務手当)
第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、環境生活部廃棄物特別対策室、広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条第1項(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて行う事業者、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくは有害使用済機器の保管若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査(帳簿書類の検査を除く。)の業務
(2)・(3) [略]
2 [略]
(有害物取扱手当)
第8条 有害物取扱手当は、保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境

保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、農業大学校、農業改良普及センター、県立の高等学校又は総合教育センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（公害防止等業務手当）

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

（1）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査

（2）～（6） [略]

（7） [略]

2 [略]

（用地交渉等手当）

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局

保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、農業大学校、農業改良普及センター、県立の高等学校又は総合教育センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（公害防止等業務手当）

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

（1）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査

（2）～（6） [略]

（7）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第30条第2項の規定に基づいて行う特定特殊自動車その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査

（8） [略]

2 [略]

（用地交渉等手当）

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局

教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（刑事作業手当）

第10条の2 [略]

2 前項の手当の額は、1の作業1日又は1回につき4,600円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

附 則

1～9 [略]

10 警察職員が東日本大震災津波に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「4,600円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が附則第10項の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。

11～15 [略]

16 警察職員が特定大規模災害に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「4,600円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が附則第16項の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。

教育企画室若しくは生涯学習文化財課又は警察本部会計課に勤務する職員が、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（刑事作業手当）

第10条の2 [略]

2 前項の手当の額は、1の作業1日又は1回につき5,200円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

附 則

1～9 [略]

10 警察職員が東日本大震災津波に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「5,200円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が附則第10項の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。

11～15 [略]

16 警察職員が特定大規模災害に対処するため業務を行う場合における第10条の2及び第21条第2項の規定の適用については、第10条の2第1項第6号中「死体処理作業」とあるのは「死体を取り扱う作業等」と、同条第2項中「5,200円」とあるのは「6,400円」と、第21条第2項ただし書中「のうち人事委員会の定めるものが」とあるのは「が附則第16項の規定により読み替えて適用される」と、「掲げる作業」とあるのは「掲げる作業等」と、「当該作業」とあるのは「同条の規定により当該作業等」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。